

家庭の創エネ・エネルギーマネジメント促進事業助成金交付要綱（新旧対照表）

・平成 27 年 6 月 24 日改正

(新)	(旧)
<p>(助成対象者)</p> <p>第 3 条 二 国が平成 23 年度以降に実施する補助事業における HEMS 又は MEMS として、一般社団法人環境共創イニシアチブ（S I I）が補助対象機器に登録したエネルギー管理システム又は同等程度の性能を持つもので公社が認めるエネルギー管理システムが、第 8 条の交付申請を行うときまでに導入された住宅において、助成対象システムを設置する者であること。</p> <p><u>附 則（平成 27 年 6 月 24 日付 27 都環公総地第 4 3 1 号）</u></p> <p><u>（施行期日）</u> 1 この要綱は、平成 27 年 6 月 24 日から施行し、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。</p>	<p>(助成対象者)</p> <p>第 3 条 二 国が平成 23 年度以降に実施する補助事業における HEMS 又は MEMS として、一般社団法人環境共創イニシアチブ（S I I）が補助対象機器に登録したエネルギー管理システムが、第 8 条の交付申請を行うときまでに導入された住宅において、助成対象システムを設置する者であること。</p>